

議題 2

議案第 8 号

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の変更について

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について、現行の指標に【養護教諭】及び【栄養教諭】の指標を、次案のとおり追加する変更を行う。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)

案1

【養護教諭】

3領域	10項目	番号	内 容	若手 期間 (1～3年次)	若手 任期 (4～6年次)	中堅 育成期 (7年次～)
使命感や責任感、教育的愛情	教 職 に 対 し て の 責 任 感 を 有 す る	1	うまくいかないことがあっても、あきらめず前向きに対応し続けることができる。			
		2	教育公務員として服務規律(不祥事防止、コンプライアンス)を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。			
		3	生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、危機管理の知識や視点をもち、様々な場面に対応できる。			
		4	自己の考えのみで判断せず管理職や同僚の話を聞くなど、客観的な情報に基づいた判断をすることができる。			
	予 び 自 身 に 対 し て の 責 任 感 を 有 す る	5	管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り、自己の成長につなげることができる。			
		6	常にチャレンジ精神や向上心をもち、新たなことを取り入れるための研修に参加するなど自己研鑽に努めることができる。			
		7	社会の動向に関心をもち、市の教育振興基本計画等(国や県の計画を含む)を踏まえて教育実践を行うことができる。			
	教 育 的 愛 情	8	児童生徒に公平かつ受容的・共感的に関わり、子どもの行動の内面にある喜びや不安などを捉えることができる。			
		9	常に児童生徒の状況を把握し、変化を捉え、子どもにとって何が最善かを踏まえ、個に応じた適切な働きかけを継続的に行うことができる。			
		10	書籍や研修等から今日的な学校保健の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。			
専門職としての高度な知識・技能	専 門 的 知 識	11	児童生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりに取り組むことができる。			
		12	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。			
		13	生徒指導の意義について理解するとともに、自尊感情を育むための手立てについて理解し、児童生徒の自己肯定感を高める取組を行うことができる。			
	② 生徒指導	14	キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。			
		15	個々の生徒指導上の課題等について、その予防・解決に向けての教育相談の意義や理論を理解し、適切な指導・支援を行うことができる。			
		16	不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に取り組むことができる。			
	③ 健康 保健 指導 相 談 事 務 及 び 他	17	学校保健安全法に規定されている健康相談及び保健指導の位置づけとそのプロセスを理解し、児童生徒の発するサインを見逃がすことなく、心身の健康課題解決のための健康相談及び保健指導を実施することができる。			
		18	学級担任や学校医等の関係者等と組織的に情報を共有し、児童生徒の心身の健康課題を総合的かつ的確に捉えるとともに、健康相談及び保健指導のプロセスに基づき、支援計画の作成や個別の指導目標を設定し、実践することができる。			
		19	継続的な支援が必要な児童生徒の場合には、校内委員会等で支援方針・支援方法等について関係者と協議するとともに、養護教諭の専門性を生かし、学級担任等に助言することができる。			
	④ 保 健 室 の 管 理 と 実 施	20	保健室の機能を理解し、設備・備品等の管理や環境衛生を含めた安心・安全な環境づくりを行うことができる。			
		21	学校教育目標や学校保健目標等を理解し、児童生徒の実態等を踏まえ、保健室経営計画を作成することができる。			
		22	保健室経営計画に基づき、学校、家庭、地域と連携した保健室経営を行うことができる。			
	⑤ 保 健 管 理	23	学校保健安全法及び関連法規を理解し、救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理などの保健管理を適切に実施することができる。			
		24	児童生徒の健康状態の把握に努め、健康課題に応じた保健管理を関係者と連携して進めることができる。			
		25	災害や事件・事故による学校保健への影響の現状を踏まえ、危機の予測を行い、危機に備えた校内体制の整備に参画するとともに、救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等への危機管理への対応を、校内の関係者や関係機関(医療機関、保健所)等と連携して組織的に行うことができる。			
	⑥ 保 育 健 育	26	学習指導要領等と児童生徒の実態を踏まえ、保健教育を実践することができる。			
		27	専門性を生かし、学級担任等が行う保健教育への助言や資料提供の他、授業に参画するなど、学級担任や教科担任等と連携した保健教育を進めることができる。			
		28	学校医・学校歯科医・学校薬剤師や保健主事等と連携し、学校保健計画の策定に参画することができる。			
総合的な人間力	組 織 的 関 係 の 確 立 と 実 施	29	学校保健委員会の企画・運営への参画や児童生徒保健委員会の指導を行い、校内の保健組織活動を進めることができる。			
		30	保健組織活動の意義を理解し、家庭・地域等と連携した実践を行うことができる。			
		31	自校の健康課題について、学校保健に関するデータ等を活用して分析・考察し、児童生徒の健康の保持増進に取り組むことができる。			
	⑧ 課 題 解 決	32	カリキュラム・マネジメントの意義を踏まえ、PDCAサイクルを生かした保健教育について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			
		33	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べることができる。			
		34	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業等を実践することができる。			
	新 た な 学 び の 実 践 的 指 導 力	35	学校におけるICTの活用の意義を理解し、保健教育や校務等にICTを効果的に活用することができる。			
		36	自己のストレス解消法を見つけ、健康的な生活習慣を維持することができる。			
		37	言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付けた対応をすることができる。			
	小 さ な 社 会 人 と の 関 係 の 確 立 と 実 施	38	スケジュール管理に努め、時間や提出期限等を守ることができる。			
		39	人権尊重の精神を理解し、多様な価値観を尊重しながら自らの人権意識を高めることができる。			
		40	児童生徒との人間関係の重要性を理解し、積極的にコミュニケーションを図ることができる。			
	ケ ー ス に 対 し て の 対 応 力	41	悩みや困ったことが生じた場合等も含め日常的に、管理職や同僚に相談したり進捗状況を報告したりすることができる。			
		42	同僚の教育実践について、学び合う意識をもって助言することができる。			
		43	同僚の特性やよさを見取り、それらを生かしたよりよい「チーム学校」づくりに貢献することができる。			
	対 応 で き る 力	44	「チーム学校」の一員として自己の役割を自覚し、全体を俯瞰しつつ学校運営に貢献することができる。			
		45	現状にとどまることなく、よりよい「チーム学校」づくりや問題解決に向けて対応することができる。			
		46	地域の教育資源の情報収集を行い、日々の教育活動に生かすことができる。			
	地 域 と 関 係 の 確 立 と 実 施	47	ホームページや学校だより等による学校の情報発信に積極的に貢献することができる。			
		48	学年・学校内での共通認識のもと、児童療育センター、警察等、外部の専門機関と連携を図ることができる。			

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)

【栄養教諭】

案2

3領域	10項目	番号	内 容	若手 前期 (1～3年次)	若手 後期 (4～6年次)	中堅 育成期 (7年次～)
使命感や責任感、教育的愛情	教職に 責任を 感じる	1.	うまくいかないことがあっても、あきらめず前向きに対応し続けることができる。			
		2.	教育公務員として服務規律(不祥事防止、コンプライアンス)を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。			
		3.	生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、危機管理の知識や視点をもち、様々な場面に対応できる。			
		4.	自己の考えのみで判断せず管理職や同僚の話を聞くなど、客観的な情報に基づいた判断をすることができる。			
	学びを 自主的 に続け る力	5.	管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り、自己の成長につなげることができる。			
		6.	常にチャレンジ精神や向上心をもち、新たなことを取り入れるための研修に参加するなど自己研鑽に努めることができる。			
		7.	社会の動向に関心をもち、市の教育振興基本計画等(国や県の計画を含む)を踏まえて教育実践を行うことができる。			
	多様な 人との 関わり の力	8.	幼児、児童及び生徒に公平かつ受容的・共感的に関わり、子どもの行動の内面にある喜びや不安などを捉えることができる。			
		9.	常に幼児、児童及び生徒の状況を把握し、変化を捉え、子どもにとって何が最善かを踏まえ、個に応じた適切な働きかけを継続的に 行うことができる。			
専門職としての高度な知識・技能	専門的知識	10.	書籍や研修等から今日的な教育等の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。			
		11.	幼児、児童及び生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりを支援することができる。			
	① 理 解し る力	12.	特別な配慮や支援を必要とする幼児、児童及び生徒の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。			
		13.	生徒指導の意義について理解するとともに、自尊感情を育むための手立てについて理解し、幼児、児童及び生徒の自己肯定感を高 める取組を行うことができる。			
		14.	個々の幼児、児童及び生徒の食に関する健康課題等について、その予防・解決に向けての相談指導の意義や理論を理解し、適切 な指導・支援を行うことができる。			
		15.	幼児、児童及び生徒の特性やよさを認め、幼児、児童及び生徒が安心・安全に過ごせる温かい学級・ホームルームづくりに協力する ことができる。			
	④ 授業 づくり (食に 関する 指導)	16.	年間指導計画に位置付けられている教材の価値を捉え、効果的な食育の実践に向けた教材研究を行うことができる。			
		17.	学習指導要領等と幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、学習指導案を作成することができる。			
		18.	発問や板書、机間指導等を効果的に用いて、授業のねらいに応じた指導を行うことができる。			
		19.	学習指導案や日々の授業計画等に基づき、効果的なITや学校給食を教材とした教科等における食に関する指導を実践することが できる。			
		20.	学校教育目標や幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、具体的な教育活動を示した食に関する指導の全体計画を立案することがで きる。			
		21.	授業の見方・観点について理解し、自他の授業分析から目標の達成に向けた授業を実践することができる。			
		22.	学習評価の在り方を理解し、評価規準を用いて幼児、児童及び生徒の学習状況を把握することができる。			
		23.	学校給食を教材とした給食の時間の指導を工夫し、幼児、児童及び生徒の食への興味関心を高めることができる。			
		24.	同僚の授業等を参観し、そこから見える成果や課題を適切に評価し、自己の学びにつなげることができる。			
		25.	家庭・地域(医療機関・生産者等)と連携した食に関する指導に取り組むことができる。			
		26.	「学校給食実施基準」に配慮した食に関する指導の教材となる献立を作成することができる。			
		27.	学校給食衛生管理基準・広島市学校給食衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理責任者として給食調理場の管理・分析・確認及び 給食調理員への指導・助言を適切に行うことができる。			
		28.	給食の時間の衛生管理・食物アレルギー対応等について、学級担任等と連携し、専門的な立場から指導・助言を適切に行うことが できる。			
		29.	食に関する課題について、学校給食及び食生活や身体状況等のデータを活用して分析・考察し、幼児、児童及び生徒の望ましい食 習慣の育成に取り組むことができる。			
総合的な人間力	⑥ 課 題解 決	30.	PDCAサイクルを生かした給食管理や食に関する指導について理解し、評価に基づき、工夫・改善を行うことができる。			
		31.	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べることができる。			
	新たな学びの 実践的指導力	32.	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。			
		33.	学校におけるICTの活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理、校務等にICTを効果的に活用することができる。			
	豊 か な 人 間 性 や	34.	自己のストレス解消法を見つけ、健康的な生活習慣を維持することができる。			
		35.	言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付けた対応をすることができる。			
		36.	スケジュール管理に努め、時間や提出期限等を守ることができる。			
		37.	人権尊重の精神を理解し、多様な価値観を尊重しながら自らの人権意識を高めることができる。			
	ケ ー ミ ニ ミ ス シ ョ ン	38.	幼児、児童及び生徒との人間関係の重要性を理解し、積極的なコミュニケーションを図ることができる。			
		39.	悩みや困ったことが生じた場合等も含め日常的に、管理職や同僚に相談したり進捗状況を報告したりすることができる。			
	対 応 す る 力	40.	同僚の教育実践について、学び合う意識をもって助言することができる。			
		41.	同僚の特性やよさを見取り、それらを生かしたよりよい「チーム学校」づくりに貢献することができる。			
		42.	「チーム学校」の一員として自己の役割を自覚し、全体を俯瞰しつつ学校運営に貢献することができる。			
	多 地 域 な 関 係 を 築 く 力	43.	現状にとどまることなく、よりよい「チーム学校」づくりや問題解決に向けて対応することができる。			
		44.	地域の教育資源の情報収集を行い、日々の教育活動に生かすことができる。			
		45.	ホームページや学校だより等による学校の情報発信に積極的に貢献することができる。			
		46.	学年・学校内での共通認識のもと、児童療育センター、警察等、外部の専門機関と連携を図ることができる。			

1 変更の理由

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について、養護教諭及び栄養教諭はその専門性や職務の特質に鑑み、教員の指標を一部読み替えにより運用してきたが、本市において養護教諭及び栄養教諭の資質や能力の向上をより一層図っていくため、それぞれの専門性や職務の特質を反映した指標とするため、現行の「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【教員】」の一部を変更した【養護教諭】及び【栄養教諭】の指標を追加する変更を行う。

2 変更の内容

(1) 養護教諭

ア 指標の3領域のうち、「使命感や責任感・教育的愛情」「総合的な人間力」については教員と同様とする。

イ 「専門職としての高度な知識・技能」の領域のうち「確実に実践できる力」の項目について、①子ども理解、②生徒指導、③健康相談及び保健指導、④保健室経営、⑤保健管理、⑥保健教育、⑦保健組織活動、⑧課題解決の内容とする。

(2) 栄養教諭

ア 指標の3領域のうち、「使命感や責任感・教育的愛情」「総合的な人間力」については教員と同様とする。

イ 「専門職としての高度な知識・技能」の領域のうち「確実に実践できる力」の項目について、①子ども理解、②生徒指導（個別的な相談指導）、③学級づくり、④授業づくり（食に関する指導）、⑤学校給食管理、⑥課題解決の内容とする。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(「専門職としての高度な知識・技能」領域)の比較
【教員】

【養護教諭】

【栄養教諭】

参考資料2

領域	項目	番号	内 容	領域	項目	番号	内 容	領域	項目	番号	内 容
専門職としての高度な知識・技能	専門的知識	10	書籍や研修等から今日的な教育の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。	専門職としての高度な知識・技能	専門的知識	10	書籍や研修等から今日的な学校保健の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。	専門職としての高度な知識・技能	専門的知識	10	書籍や研修等から今日的な教育等の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。
		11	幼児、児童及び生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりに取り組むことができる。			11	児童生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりに取り組むことができる。			11	幼児、児童及び生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりを支援することができる。
		12	特別な配慮や支援を必要とする幼児、児童及び生徒の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。			12	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。			12	特別な配慮や支援を必要とする幼児、児童及び生徒の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。
	② 生徒指導	13	自尊感情を育むための手立てについて理解し、幼児、児童及び生徒の自己肯定感を高める取組を行うことができる。		② 生徒指導	13	生徒指導の意義について理解するとともに、自尊感情を育むための手立てについて理解し、児童生徒の自己肯定感を高める取組を行うことができる。		③ 児童生徒指導	13	生徒指導の意義について理解するとともに、自尊感情を育むための手立てについて理解し、幼児、児童及び生徒の自己肯定感を高める取組を行うことができる。
		14	キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、幼児、児童及び生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。			14	キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。			14	個々の幼児、児童及び生徒の食に関する健康課題等について、その予防・解決に向けての相談指導の意義や理論を理解し、適切な指導・支援を行うことができる。
		15	個々の生徒指導上の課題等について、その予防・解決に向けての教育相談の意義や理論を理解し、適切な指導・支援を行うことができる。			15	個々の生徒指導上の課題等について、その予防・解決に向けての教育相談の意義や理論を理解し、適切な指導・支援を行うことができる。			15	幼児、児童及び生徒の特性やよさを認め、幼児、児童及び生徒が安心・安全に過ごせる温かい学級・ホームルームづくりに協力することができる。
		16	不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に取り組むことができる。			16	不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に取り組むことができる。			16	年間指導計画に位置付けられている教材の価値を捉え、効果的な食育の実践に向けた教材研究を行うことができる。
	③ 学級づくり	17	幼児、児童及び生徒の特性やよさを認め、幼児、児童及び生徒が安心・安全に過ごせる温かい学級・ホームルームづくりに取り組むことができる。		③ 健康相談及び保健指導	17	学校保健安全法に規定されている健康相談及び保健指導の位置づけとそのプロセスを理解し、児童生徒の発するサインを見逃がすことなく、心身の健康課題解決のための健康相談及び保健指導を実施することができる。		④ 授業づくり（食に関する指導）	17	学習指導要領等と幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、学習指導案等を作成することができる。
		18	学校教育目標を理解し、その実現に向けた学級経営案やホームルーム計画を立てることができる。			18	学級担任や学校医等の関係者等と組織的に情報を共有し、児童生徒の心身の健康課題を総合的かつ的確に捉えとともに、健康相談及び保健指導のプロセスに基づき、支援計画の作成や個別の指導目標を設定し、実践することができる。			18	発問や板書、机間指導等を効果的に用いて、授業のねらいに応じた指導を行うことができる。
		19	教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級・ホームルーム経営を進めることができる。			19	継続的な支援が必要な児童生徒の場合には、校内委員会等で支援方針・支援方法等について関係者と協議するとともに、養護教諭の専門性を生かし、学級担任等に助言することができる。			19	学習指導案や日々の授業計画等に基づき、効果的なITや学校給食を教材とした教科等における食に関する指導を実践することができる。
		20	幼児、児童及び生徒一人一人の特性やよさを見取り、学校生活や学習に対する意欲や興味・関心を引き出すことができる。		④ 保健室経営	20	保健室の機能を理解し、設備・備品等の管理や環境衛生を含めた安心・安全な環境づくりを行うことができる。			20	学校教育目標や幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、具体的な教育活動を示した食に関する指導の全体計画を立案することができる。
	④ 授業づくり	21	年間指導計画に位置付けられている教材の価値を捉え、教材研究を行うことができる。			21	学校教育目標や学校保健目標等を理解し、児童生徒の実態等を踏まえ、保健室経営計画を作成することができる。			21	授業の見方・観点について理解し、自他の授業分析から目標の達成に向けた授業を実践することができる。
		22	学習指導要領等と幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、学習指導案等を作成することができる。			22	保健室経営計画に基づき、学校、家庭、地域と連携した保健室経営を行うことができる。			22	学習評価の在り方を理解し、評価規準を用いて幼児、児童及び生徒の学習状況を把握することができる。
		23	発問や板書、机間指導等を効果的に用いて、授業のねらいに応じた指導を行うことができる。		⑤ 保健管理	23	学校保健安全法及び関連法規を理解し、救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理などの保健管理を適切に実施することができる。			23	学校給食を教材とした給食の時間の指導を工夫し、幼児、児童及び生徒の食への興味関心を高めることができる。
		24	学習指導案や日々の授業計画等に基づき、授業を実践することができる。			24	児童生徒の健康状態の把握に努め、健康課題に応じた保健管理に関係者と連携して進めることができる。			24	同僚の授業等を参観し、そこから見える成果や課題を適切に評価し、自己の学びにつなげることができる。
		25	学校教育目標を踏まえ、具体的な教育活動を示した年間指導計画を作成することができる。			25	災害や事件・事故による学校保健への影響の現状を踏まえ、危機の予測を行い、危機に備えた校内体制の整備に参画するとともに、救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等への危機管理への対応を、校内外の関係者や関係機関(医療機関、保健所)等と連携して組織的に行うことができる。			25	家庭・地域(医療機関・生産者等)と連携した食に関する指導に取り組むことができる。
		26	授業の見方・観点について理解し、自他の授業分析から目標の達成に向けた授業を実践することができる。		⑥ 保健教育	26	学習指導要領等と児童生徒の実態を踏まえ、保健教育を実践することができる。		⑤ 学校給食管理	26	「学校給食実施基準」に配慮した食に関する指導の教材となる献立を作成することができる。
		27	学習評価の在り方を理解し、評価規準を用いて幼児、児童及び生徒の学習状況を把握することができる。			27	専門性を生かし、学級担任等が行う保健教育への助言や資料提供の他、授業に参画するなど、学級担任や教科担任等と連携した保健教育を進めることができる。			27	学校給食衛生管理基準・広島市学校給食衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理責任者として給食調理場の管理・分析・確認及び給食調理員への指導・助言を適切に行うことができる。
		28	同僚の授業を参観し、そこから見える成果や課題を適切に評価し、自己の学びにつなげることができる。			28	学校医・学校歯科医・学校薬剤師や保健主事等と連携し、学校保健計画の策定に参画することができる。			28	給食の時間の衛生管理・食物アレルギー対応等について、学級担任等と連携し、専門的な立場から指導・助言を適切に行うことができる。
	⑤ 課題解決	29	教科等における自校の課題について、教育データ等を活用して分析・考察し、学力の定着・向上等に取り組むことができる。		⑦ 保健組織活動	29	学校保健委員会の企画・運営への参画や児童生徒保健委員会の指導を行い、校内の保健組織活動を進めることができる。		⑥ 課題解決	29	食に関する課題について、学校給食及び食生活や身体状況等のデータを活用して分析・考察し、幼児、児童及び生徒の望ましい食習慣の育成に取り組むことができる。
		30	カリキュラム・マネジメントの意義を踏まえ、PDCAサイクルを生かした学習指導等について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			30	保健組織活動の意義を理解し、家庭・地域等と連携した実践を行うことができる。			30	PDCAサイクルを生かした給食管理や食に関する指導について理解し、評価に基づき、工夫・改善を行うことができる。
		31	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べることができる。		⑧ 課題解決	31	自校の健康課題について、学校保健に関するデータ等を活用して分析・考察し、児童生徒の健康の保持増進に取り組むことができる。			31	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べることができる。
	新たな学びの実践的指導力	32	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。			32	カリキュラム・マネジメントの意義を踏まえ、PDCAサイクルを生かした保健教育について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。		新たな学びの実践的指導力	32	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。
		33	学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用することができる。			33	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べることができる。			33	学校におけるICTの活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理、校務等にICTを効果的に活用することができる。
	新たな学びの実践的指導力	34	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。	新たな学びの実践的指導力		34	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。			34	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。
		35	学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用することができる。			35	学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用することができる。			35	学校におけるICTの活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理、校務等にICTを効果的に活用することができる。